



なんて・すてき

那須町

記者発表資料 ~ Press Release ~

令和7年11月21日

水道事業会計における消費税および地方消費税の申告誤りについて

1 概要

水道事業会計における消費税および地方消費税（以下、「消費税」という）の申告について、大田原税務署より算出方法に誤りがあると指摘を受け、修正申告および追加納付を行いました。

2 経過

令和7年6月24日に令和6年度決算分について、大田原税務署に消費税の確定申告を行いました。

令和7年9月中旬、大田原税務署から令和6年度決算分の申告内容に誤りがある旨の指摘と併せ、令和5年度決算分も同様に誤りがあるとの指摘を受けました。

その後、大田原税務署と協議を行い、令和7年10月10日に修正申告を行うとともに、不足額を納付いたしました。

また、今回の修正申告により延滞税が発生したことから、令和7年11月6日に延滞税についても納付を行いました。

【延滞税を含めた納付額】9,594,000円

年 度	修正申告税額	発生した延滞税
令和5年度	4,746,600円	113,700円
令和6年度	4,702,200円	31,500円

3 申告誤りの内容

消費税納税額は、水道料金等の「課税売上に係る消費税」から営業費用等の「課税仕入等に係る消費税」を控除することにより算出されますが、不課税である補助金等の特定収入割合が5%を超えると、特定収入により賄われる課税仕入れ等に係る消費税額に相当する金額を控除対象から除外することとなります。

今回、令和5年度、6年度決算分について、特定収入に係る消費税額相当額を控除していなかったことが判明いたしました。

4 再発防止策

今回の申告誤りを厳粛に受け止め、チェック体制の強化、事務処理の徹底を図ってまいります。また、今後このような事がないよう職員の消費税等に関する理解を深め、再発防止に努めてまいります。

◇本件に関する問い合わせ先

課・局名	係名	電 話	E-mail
上下水道課	水道業務係	0287-72-6920	suido@town.nasu.lg.jp



なんて・すてき

那須町

記者発表資料 ～ Press Release ～